平成２６年（フ）第４８９０号
大阪市福島区野田６丁目３番26―916号
債務者　持田　元昭
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２号
大阪府高石市千代田６丁目５番19号、住民票上の住所堺市西区鳳北町４丁165番地
債務者　西井　　寿
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３７号
堺市西区鳳北町８丁440番地１　エクセル鳳505号
債務者　上田　和博
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目32番地の12　エステ・スクエア東所沢304
債務者　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０号
島根県益田市高津６丁目27番８号
債務者　西村　靖夫
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３２４号
北海道旭川市旭岡６丁目７番地の27
債務者　風晴　幹央
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４８号
愛知県岡崎市宮地町字寺北16番地５　ブルーサンズセントラル110、従前の住所名古屋市北区上飯田西町２丁目49番地
債務者　坂田　圭司
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山智映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
三重県松阪市五反田町２丁目1326番地８
債務者　西田　由広
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２０７６号
札幌市手稲区金山３条１丁目５番21号
債務者　飯澤　正博
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　尊氏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５６号
秋田県横手市前郷字大乗院塚189番地２
債務者　間宮　　翔
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３２８号
函館市本通２丁目33番25号　サニーハイツ202号
債務者　田山　篤子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３０号
北海道北斗市飯生２丁目５番７号
債務者　関川　美好
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３１号
函館市石川町122番地74　アルタクラッセ石川103号室
債務者　榎　　利一（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３２号
函館市神山３丁目20―２、住民票上の住所函館市陣川町103番地201
債務者　竹村　昇平
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３４号
北海道北斗市向野１丁目23番５号
債務者　平山美代子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
岡山県倉敷市連島１丁目13番11号　セジュールワタナベ203
債務者　中野　大介
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
山形県米沢市春日４丁目３番71号
債務者　加地　進一
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１１２４号
埼玉県蕨市塚越４丁目14番５号
債務者　土屋　俊一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係